資料3-2

焼酎についての情報提供(案)

告示中の名称 : 焼酎

指定対象の範囲:酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)第3条第9号に規定す

る「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」であり、酒税関係法令に則った表示がされ

たもの

参考となる対象病害虫、使用方法及び使用する際の注意点

品	種類	薬効が認めら	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
名		れる対象病害		
		虫		
焼	殺虫剤及	・きゅうりの	・アルコール分0.4%	・有害な成分が抽出されるお
酎	び殺菌剤	うどんこ病	程度に薄めたもの	それがあるので、食用に供
	(散布用)	・きゅうり、	を 100~500 L/10a	しない物をつけ込んだ焼酎
		トマト、な	散布。	の使用はさけること。
		し、ももの		
		アブラムシ	食酢、糖類と混合	
		等病害虫全	したものを使用し	
		般	ている事例もあ	
			る。	

アルコール分の単位である「度」=「%」

参考

焼酎を特定農薬に指定することについてのこれまでの検討状況

1 焼酎について

(1)検討対象の情報

酒税法第3条第9号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第10号に規定する「単式蒸留しようちゆう」の製品

(2)用途

きゅうり、なし及びもも等の病害虫防除を目的とする

2 検討状況

- (1)農林水産省及び環境省が焼酎を殺菌剤及び殺虫剤として使用する際の評価に必要な資料を整理。
- (2)第6回合同会合において、薬効がないことから検討を打ち切ったが、平成21年7月13日の評価指針の見直しにより、食品については、使用実態をもって薬効に替えられることとされ、使用実態に関する情報が得られたため、改めて審議を行うこととした。
- (3)第11回合同会合において、安全性に関する審議を行い、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。 主な審議の内容は、次のとおり。

特定農薬として指定する対象は使用実態に即した「水で希釈した焼酎」や「焼酎・食酢」ではなく、酒税法に定める「焼酎」とされた。

- (4) 平成 25 年 3 月 14 日、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価を依頼した。
- (5) 平成 25 年 8 月 26 日、食品安全委員会より当該資材の食品健康影響評価が通知 された。